

聖籠町告示第28号

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱（平成23年聖籠町告示第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「24枚」を「36枚」に改める。

第8条第2項中「12枚」を「18枚」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第8条関係）

福祉タクシー利用助成券		自動車燃料費助成券	
申請を受理した月	交付枚数	申請を受理した月	交付枚数
4月	36枚	4月	18枚
5月	33枚	5月	
6月	30枚	6月	15枚
7月	27枚	7月	
8月	24枚	8月	12枚
9月	21枚	9月	
10月	18枚	10月	9枚
11月	15枚	11月	
12月	12枚	12月	6枚
1月	9枚	1月	
2月	6枚	2月	3枚
3月	3枚	3月	

別記様式第2号（第10条関係）を次のように改める。

別記様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長 印

聖籠町福祉タクシー利用助成券及び自動車燃料費助成券交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった福祉タクシー利用助成券及び自動車燃料費助成券の交付について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 助成内容

2 交付枚数 枚

3 却下理由

4 参 考

福祉タクシー利用助成券		自動車燃料費助成券	
申請を受理した月	交付枚数	申請を受理した月	交付枚数
4月	36枚	4月	18枚
5月	33枚	5月	
6月	30枚	6月	15枚
7月	27枚	7月	
8月	24枚	8月	12枚
9月	21枚	9月	
10月	18枚	10月	9枚
11月	15枚	11月	
12月	12枚	12月	6枚
1月	9枚	1月	
2月	6枚	2月	3枚
3月	3枚	3月	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。